

- 2015年12月8日 日本パブリック・ディベート協会制定
- 2017年11月7日 省エネ政策提案型ディベート・コンテスト実行委員会制定
- 2018年11月28日 パブリック・ディベートコンテスト実行委員会制定
- 2019年7月21日 東北パブリック・ディベートコンテスト実行委員会制定
- 2020年8月22日 東北パブリック・ディベートコンテスト実行委員会制定
- 2021年8月28日 東北パブリック・ディベートコンテスト実行委員会制定
- 2021年12月12日 東北パブリック・ディベートコンテスト実行委員会制定
- 2022年8月5日 東北パブリック・ディベートコンテスト実行委員会制定

## 政策提案型パブリック・ディベート・ルール

### 1. 目的

政策提案型パブリック・ディベートは、一般市民にも聴き取りやすく、理解が容易なスピーチを展開し、社会の問題を解決するための政策について討論することを主旨とする。

このようなディベートを行うことで、市民として資源・エネルギー・環境問題等の社会問題について考察を深め、関心を広げる場とすることを目的とする。

### 2. 参加者と運営

- (1) 試合はチームで対戦する。1チームはディベーター2～10名の構成とする。各ディベーターは1つの大会の予選試合において、1試合は出場しなければならない。1つの試合に出場するメンバーは、スピーチ（質疑応答も含め）を最低1回は行うものとし、各ステージの担当は、1名ないし2名とする。

なお、出場するメンバーの確認は、原則として主審が行うものとする。

- (2) 試合は司会者が進行し、計時係が計時する。試合は複数の審判が評価と判定を行い、審判の代表者は、試合終了後に講評を述べる。

### 3. 政策提案と討論

#### (1) 社会的問題と政策提案

資源・エネルギー・環境問題等の社会的問題を取り上げ、議論する。各チームは政策を求める問いに応じて、日本政府や地方自治体等が採用すべき公共のための政策を提案し、互いに政策の質を高め合うように議論する。

#### (2) 討論の形式と時間

ディベートは、以下の形式及び時間によって展開する。

	【主体】	【内容】	【時間】
ステージ1	先行	先行チームの政策提案	4分間
		後攻チーム準備時間	2分間
ステージ2	後攻	先攻チームの政策に対する質疑・意見交換	5分間
ステージ3	後攻	後攻チームの政策提案	4分間
		先攻チームの準備時間	2分間
ステージ4	先行	後攻チームの政策に対する質疑・意見交換	5分間
		再提案の準備時間	5分間

ステージ 5	後攻	後攻チーム再提案	4 分間
ステージ 6	先行	先行チーム再提案	4 分間

#### 4. 勝敗の判定と順位の設定

- (1) 評価及び勝敗の判定を行う審判は、ディベート経験者だけでなく未経験者も参加する。
- (2) 評価は、第 1 に試合全体を評価する「試合評価」、第 2 に試合の質を高めるための貢献度ともいえる「チーム評価」の 2 点で行う。また、2 つの評価による評点を合計して、その試合におけるチームの成績得点とし、その点数が高いチームの勝利とする。

- ① 試合評価は、両チームによる討論の全体を対象に、5 段階で行う。平均的な場合を評点 3、優れている場合は評点 4、非常に優れている場合を評点 5 とする。一方、劣っている場合は評点 2、評点 1 へと減じる。

この評点を決定する観点は、以下の 4 つである。評点は、複数の審判が協議して決定する。

- ア 両チームのスピーチが声量や速度、話し方に配慮して聞き手に聞き取りやすく、分かりやすいものになっていること。
- イ 両チームの議論が対立しながらも協調し考察を深めようとしていること。
- ウ 両チームの議論が重要な論点に集中し、内容に広がりや深まりが認められること。
- エ 両チームの議論がいずれも、具体的な根拠に支えられた結論を主張していること。

- ② チーム評価は、以下の 4 つの観点で、政策提案を比較する。審判は、より優れた提案であると評価したチームに投票する。複数（奇数）の審判が投票し、1 票を評点 1 とし、合計点数を当該チームの評点とする。

- ア 論題に対して、以下の点を満たしながら、実行可能で効果的な政策を具体的に提案していること。
  - a 客観的な文献や資料等をもとにしながら、探究しようとする課題に関する現状の問題を分析していること。
  - b 政策を支える大事な理念や価値観を明確に示していること。
  - c 具体的な根拠を示しながら、現状の問題を解決するために必要な政策の導入理由や政策の効果も示していること。
- イ 積極的に質疑と意見交換を行い、重要な論点を指摘していること。
- ウ 重要な論点に応じて自らの政策に改善を加え、再提案した政策が根拠とともに述べられ、それが相手チームの政策よりも優れたものになっていること。
- エ 質疑や意見交換の際、相手の主張の要点を引用しながら、かみ合ったやり取りをしようとしていること。

#### (3) 順位の決定

- ① 中学の部、高校の部に分かれて、対戦する。
- ② 決勝進出チームの選抜などのために順位を決定する場合は、第 1 に成績得点の合計数、第 2 に勝利数を基準とする。それでも同順位のチームがある場合は、抽選による。
- ③ 決勝戦を行う場合は、審査員 3 名及びオンライン会場の観戦者の得票数の合計により、優勝・準優勝を決める。持ち点は、審査員は各 1 点（合計 3 点）をいずれかに付与、

オンライン会場の観戦者分は得票数が多いチームに 2 点を付与することとし、合計 5 点で決定する。オンライン会場の票が同数となった場合は、それぞれのチームに 1 点を付与する。

## 5. 反則

本ルールに反する次の行為を反則とし、その程度に応じて該当チームにペナルティーを課す。

- (1) 各審判は下記(3)に規定する各種の反則行為に対し、注意や制止をしたり、試合評価またはチーム評価の評点を減点したりすることができる。
- (2) 上記(1)に規定する反則行為への対処・処分は、選手からの指摘の有無に拘わらず、主審独自の判断によって行うことができる。
- (3) 次のいずれかの行為があったときは反則として、悪質な場合、主審の判断でその試合を敗戦にすることがある。
  - ① スピーチ中の選手に対して、他の選手が口頭でアドバイスを行ったとき。
  - ② 私語等により、スピーチの聞き取りを妨げる行為を行ったとき。
  - ③ 選手等が司会者や審判の指示に従わず、試合の継続が困難と判断されるとき。
  - ④ 選手が、試合中にチームの選手以外の者と相談をしたとき。
  - ⑤ その他、試合中、選手に著しくマナーに反する行為があったとき。
- (4) 上記(3)のいずれかの反則行為があったと判断される場合、出場選手は試合中に主審に申し出ることができる。その際、主審は相手チームのどの行為が、どの反則行為に該当するのかを明示しなければならない。また、主審の判断でその試合を失格にすることがある。